No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
1	募集要項	2	第2章4	事業者に求める提案内容における下から3行目の公共施設の利便性 の向上とは敷地内の公共施設を指していますでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	2	第2章5	整備スケジュールは25ページの「契約スケジュール(予定)」が正でしょうか。平成30年度に工事着工で平成31年度に設計は含まない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項第1章5 (P2)を以下のとおり修正しました。 平成30年度 設計、工事 平成31年度 工事
3	募集要項	2	第2章5	設計作業は、平成29年度から平成31年度にかけて実施されることになっています。しかし、募集要項P25のスケジュールでは、平成29年度から平成30年度中の予定になっており、齟齬が生じています。この場合、平成29年度から平成30年度中にかけて設計作業を実施するスケジュールが正しいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No. 2の回答を参照してください。
4	募集要項	3	第2章6	拠点整備区域の用途地域について、準工業地域から商業地域への変 更検討中とのことですが、商業地域として計画するものとしてよろ しいでしょうか。また、当該区域周辺に関しても準工業地域から商 業地域へ変更されるのでしょうか。周辺区域も含めて、用途地域変 更範囲をご指示ください。	拠点施設整備区域については、商業地域の想定で提案してください。また、周辺区域のうち重点エリアBゾーン(一部は商業地域)及びCゾーンについては、地権者のご意向等も踏まえながら、将来的に商業地域への変更について、検討を進めることとしています。
5	募集要項	3	第2章6	【拠点施設整備区域】の用途地域が準工業地域から商業地域に変更 を検討中との記載ありますが、時期はいつでしょうか。 今回の計画は、商業地域を前提に計画して宜しいでしょうか。	平成29年度末までに商業地域に変更する予定です。質問No.4の回答を参照してください。
6	募集要項	3	第2章6	商業地域への変更を検討中とのことですが、提案上は準工業地域、 商業地域のいずれを想定すればよろしいでしょうか。	質問No. 4の回答を参照してください。
7	募集要項	4	第2章7	規模の諸元を示されていますが、面積や客席数の増減の許容範囲を 御提示ください。	要求水準書第2章3(1)(P12)をご参照いただき、面積の増減の範囲については、応募者においてご判断ください。
8	募集要項	6	第2章9	設計・工事監理、建設業務期間は平成32年度中とありますが、平成33年3月末までという理解でよろしいでしょうか。	平成32年度中の供用開始を目指すこととしています。工事の完了から供用開始までの準備期間を考慮したうえで、平成32年度中の供用開始が可能なスケジュールを前提として計画してください。
9	募集要項	6	第2章9(1)①	プロジェクトマネジメント業務期間は平成48年3月31日までとありますが、プロジェクトマネジメント契約と平仄は取れているのでしょうか。	プロジェクトマネジメント業務①については、指定管理協定で定める指定期間の開始日の前日までとし、指定期間においては、指定管理者の業務の一環として、プロジェクトマネジメント業務を実施することとします。詳細は要求水準書第3章2を参照してください。

No.	書類名	ページ	章•項目等	質問	回 答
10	プロジェクト マネジメント 業務委託契約 書(案)	4	第20条	指定管理協定の締結日の前日までとありますが、当該契約はそこで 終了するとの理解でよろしいでしょうか。	プロジェクトマネジメント業務①についてはご理解のとおりです。 質問No.9の回答を参照してください。 なお、募集要項第2章9(1)①(P6)の記述と第20条の記述 に不整合がありますので、第20条を以下のとおり修正します。 「この契約の有効期間は、契約締結日から指定管理協定で定める指 定期間の開始日の前日までとする。」
11	募集要項	10	第2章11(2)	事業者の経営努力により生じた利益とは、ランニングコストカット によって生じた利益、自主事業により生じた利益、人員削減によっ て生じた利益、などを指すのでしょうか。	基本的にはご質問の内容を想定していますが、利益についての具体 的な定義や取り扱いについては、提案の内容を踏まえ、運営業務の 詳細を検討した上でお示しするものとします。
12	募集要項	10	第2章12	備品購入費を含むとありますが、事業者が別途提案するものを除いたとすると、備品は要求水準書別添資料9に記載したものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書別添資料9のほかにも、公共施設に必要となる全ての備品を想定し算定のうえ、上限価格内に収めてください。
13	要求水準書	58	第6章5(1)	市が貸与する備品の種類・数量などはどのように想定すればよろしいでしょうか。	質問No. 12の回答を参照してください。
14	募集要項	10	第2章12	施設整備に係る費用は、多目的ホール、その他公共施設といった大項目ごとに記載された金額内に収める必要があるということでしょうか。それとも総事業費を超過しなければ、事業者の提案により金額内訳を変更してもよろしいでしょうか。	「設計及び工事監理」「多目的ホール整備」「その他公共施設整備」「その他」でお示しした個別の価格を上回った場合でも、「設計・建設等に関する経費」の総額が上限価格105億円以内に収まっていれば、上限価格超過とはみなしません。
15	募集要項	10	第2章12	ホールの要求水準を誠実に守った上で、各提案価格の上限を守れなかった場合、その事業者グループは失格になると考えてよろしいでしょうか。	質問No. 14の回答を参照してください。
16	募集要項	10	第2章12	雨水地下貯留層にかかる費用はその他の項目に含まれますか。 (2,200,000千円に含む)	ご理解のとおりです。
17	募集要項	10	第2章12	その他の下に、(屋外整備工事、敷地造成工事、立体駐車場整備外)と記載されている意味が分かりません。()内の工事は どこに含むべきか、また、その他 で想定しているのは、どのような内容なのかお示し下さい。	() 内の整備内容は、その他のうち主なものを表記しています。 設計・建設等に関する経費のうち、様式5-1-2の①~⑥を除く 全ての経費を見込んだ上で、設計・建設等に関する経費を、上限価 格105億円以内に収めてください。
18	募集要項	10	第2章12	維持管理・運営に関する経費のうち、年間指定管理料340,00 0千円の算定にかかる内訳をご教示ください。	維持管理・運営に関する経費は、公共施設の維持管理・運営業務 (提案事業を含む。)及びプロジェクトマネジメント業務に要する 経費の見込額から、利用料金収入見込額を差し引いたものを上限価 格としてお示ししています。内訳については、応募者の創意工夫を 発揮していただく観点から、お示しいたしません。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
19	募集要項	11	第2章13(2)	協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、市が建設費の対価を定め、事業者に通知するものとする、とされておりますが、市が通知した建設費の対価の内容に不服がある場合の定めがありません。そこで、公共工事標準約款第52条(あっせん又は調停)と同内容の規定を設けて頂きたくご検討願います。	事業全体の適正なコスト管理については、要求水準書第3章4(2)「事業全体の進行管理及びコスト管理」(P37)に記載のとおり、プロジェクトマネジメント企業が市との協議・調整を図り、適切に対応することを求めていますので、ご質問の規定を設けることは考えておりません。
20	募集要項	11	第2章13(3)①	平成35年度から平成37年度までの間の指定管理料の見直し方法と、平成38年度以降の見直し方法が異なりますが、どのような見直し方を想定しているのかご教示ください。	新山口駅北地区拠点施設(仮称)の指定管理に関する基本協定書 (案)別紙6を参照してください。
21	募集要項	11	第2章13(3)①	電気、水道等の公共料金は指定管理料に含むと理解してよろしいでしょうか。その場合提案価格上の公共料金は事業者にて試算することになりますか。	ご理解のとおりです。詳細は要求水準書第6章1 (11) (P5 1)及び第7章1 (13) (P70)を参照してください。
22	募集要項	23~24	第6章4(1)~ (2)	著しく不適当と認められる場合・・・とは具体的にどのようなものでしょうか。	基本契約書(案)第7条にある不正行為や、極めて不誠実な対応な どを想定しています。
23	基本契約書 (案)	4	第7条第1項	基本契約の一部が解除された場合でも事業契約は全て自動的に終了するのでしょうか。	第7条第1項の「一部」は個別契約のことを指しており、基本契約 の一部のみを解除することは想定していません。
24	基本契約書 (案)	5~6	第7条第3項 第8条第5項	第7条3項の違約金は第8条5項の代替企業を設置した場合は免除 されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合においても、違約金を免除することはありません。
25	基本契約書(案)	9		損害賠償義務の連帯責任を課しています。しかし、各事業者は山口市と個別に事業契約を締結するスキームであること、基本契約書(案)第4条第1項に定める役割の範囲内において責任を負うとされていることから、第17条第2項の規定は、これらの内容と矛盾していると考えられます。そこで、「連帯して」との文言を削除し、事業者が市に対して損害を与えた場合であっても、当該事業者が個別に市に対して損害賠償責任を負う旨の規定にご修正願いま	本事業は、公共施設の設計、建設、維持管理・運営までを一体的に実施する事業者グループを選定するものです。各業務については個別契約を締結するものの、事業全体を包括する基本契約のもと、構成する全ての企業・協力企業が一体として本事業を担うことを前提としていることから、個別業務において市に損害を与えた場合においても、当該事業者だけでの責任ではなく、連帯して責任を負うこととしています。なお、基本契約書(案)第4条第1項は、各事業者の業務実施責任の範囲を定めたものであり、第17条第2項の連帯責任の規定は、これと矛盾するものではありません。
26	プロジェクト マネジメント 業務委託契約 書(案)	1	第4条第1項第 2号	(2) 仕様書とありますが、仕様書のご開示をお願いします。	要求水準書第3章「プロジェクトマネジメント業務に関する要求水準」及び提案内容等を踏まえて仕様書を作成します。
27	プロジェクト マネジメント 業務委託契約 書(案)	3 · 5	第17条第2項 第21条第2項	補償金・違約金の対象額には消費税も含まれるのでしょうか。(他の契約では含まれていないため確認です)	消費税を含みます。なお、他の契約についても全て消費税を含みますので念のため申し添えます。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
28	設計工事監理 業務委託契約 書(案)	11	第36条	要求水準書P42では、基本設計図書の作成が記載されていますので、第36条の完了検査、及び、基本設計部分の業務委託支払が発生すると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
29	建設工事請負 仮契約書(案)	11	第25条第3項	「物価指数等に基づき…協議」と記載されておりますが、物価指数は建設費の変動と連動しないため、公共労務単価等の公表されている指標や季報等の刊行されている資料等に基づいて協議することもできるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	建設工事請負 仮契約書(案)	14	第30条第4項	法令変更に起因する損害等の負担については、第30条第3項で定められており、第30条第4項の規定は内容が矛盾していますので、第30条第4項を削除願います。	第30条第4項を下記のとおり修正します。 「法令変更に起因して発注者に損害、損失又は増加費用が発生した 場合、当該費用等については発注者が負担するものとする。」
31	建設工事請負 仮契約書(案)	20	第41条第2項	瑕疵担保責任の対象期間が明記されておりませんが、通常の公共工事と同じく引渡し後2年と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	定期借地権設定契約書(案)	3	第9条第2項	「甲は、前条第1項の賃料が土地価格の変動により、又は近隣の土地の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、将来に向かって、賃料を改定することができる。」との記載がありますが、甲のみの権利でしょうか。また、乙の承諾なしに出来るという意味でしょうか。	市(甲)のみの権利としています。また、事業者(乙)の承諾も不要としています。
33	定期借地権設定契約書(案)	5	第19条第3項	に供するため、必要を生じたときは、地方自治法・・・この契約を	
34	提案書記載要 領及び様式集	4	2(4)①	様式3-2に記載した略称とありますが、様式3-3でしょうか。	ご指摘のとおり、「様式3-3」です。提案書等記載要領及び様式 集2(4)①を修正します。
35	提案書記載要 領及び様式集	5	2(4)③	縮尺の指定がありません。各チーム任意の判断でよいのでしょう か。	応募者においてご判断ください。
36	提案書記載要 領及び様式集	5	2(4)③	敷地周辺のCADデータの提供は受けられないでしょうか。新山口 駅前広場も含めた範囲	CADデータを市ホームページに掲載します。
37	提案書記載要 領及び様式集			様式集の枠などは適宜修正してよいという理解でよいでしょうか。 また、複数ページの様式では2ページ目以降は様式の題名等は記載 しなくてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、2ページ目以降に様式番号を記載しなくても差し支えありません。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
38	提案書記載要 領及び様式集			様式集以外の書類を添付することは可能でしょうか。 (関心表明書など)	添付資料については、必要最小限としてください。
39	提案書記載要 領及び様式集		様式2-2	代表者とは当該企業の代表者(代表取締役社長)のことを指し、印鑑についても代表者印(社長印)のみ有効となりますでしょうか。 代表者より権限を委任された支店長名の記載及び支店長印の押印で よろしいでしょうか。	差し支えありません。なお、受任者により提出する場合は、競争入 札資格審査申請書に添付する使用印鑑届委任状に記載された受任者 及び受任者印によりご提出ください。
40	提案書記載要 領及び様式集		様式4-5-1、 4-5-2	これらの様式は枚数制限はなく、様式4-5-11はA3、様式4-5-2はA4で作成するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	提案書記載要 領及び様式集		様式4-2	整備コンセプト、とありますが、本様式には整備(設計・建設)に 関するコンセプトを記載するのでしょうか。	設計、建設に限定するものではなく、維持管理、運営も含めた事業全体について、新山口駅周辺のまちづくりを踏まえた提案コンセプトを求めます。募集要項第2章4 ($P2$)を参照してください。なお、事業者選定基準5 (2)②の記述と様式4 -2 の記述に不整合がありますので、様式4 -2 を以下のとおり修正します。「(1)整備コンセプト」 \rightarrow 「(1) 提案コンセプト」
42	提案書記載要 領及び様式集		様式5-4-1	事業者選定基準P7では積算根拠が明確に示されることが求められていますが、建設コストを提示する、様式5-4-1では施設毎の金額が求められているだけで、内訳の記載欄がありません。積算根拠を示すための様式を別途追加し、公共積算基準の中項目程度までを示す必要があると、考えてよろしいでしょうか。	様式5-4-1下段の注釈3及び4を参照してください。なお、公 共積算基準の中項目程度までを求めるものではありません。
43	提案書記載要 領及び様式集		様式5-5-1	見積表の最後に単価を記載する欄がございますが、この単価を算出する面積 (㎡) は延床面積でしょうか。また延床面積を活用する場合、外構等保守管理業務や駐車場・駐輪場業務等、延床面積に該当しない管理費は除外した方が宜しいでしょうか。	単価の算定にあたっては、様式5-5-1に記載した全ての経費の 総計を、駐車場及び駐輪場を含む公共施設の延床面積で除してくだ さい。
44	要求水準書	9	第2章1(1)表中「景観条例 範囲」		「新山口駅北地区都市空間デザイン指針」については、平成28年度中に策定する予定です。なお、同指針(案)を市ホームページに掲載していますので、参照してください。
45	要求水準書	9	第2章1(3)	唐樋川広場の整備について具体的な計画図面をいただけますでしょ うか。	計画途中であるため、公表は差し控えさせていただきます。
46	要求水準書	10	第2章1(6)	Cゾーンの地中障害物は杭を含めてすべて撤去でしょうか。	立体駐車場の整備に支障のない範囲内において、残置して差し支えありません。
47	要求水準書別添資料6			資料右上に杭撤去深さとありますが、すべての杭に対して資料の深 さまで撤去ということでよろしいでしょうか。	質問No. 4 6 の回答を参照してください。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
48	要求水準書	11	第2章2	地上階とは階段及びエレベーターで接続し、本施設の開館時間外にも通行できるよう…とありますが、24時間でしょうか、別途閉鎖時間を設定できるものでしょうか?また、EVと階段の閉鎖時間に差異があってもよろしいでしょうか。	ペデストリアンデッキ、階段及びエレベーターは、24時間利用可能としてください。
49	要求水準書	11	第2章2	本事業以外の駅前北口広場地上及び~ペデストリアンデッキ上に入 居予定の各テナントの詳細 (業種、機能等)を教えて下さい。	テナントの店舗はカフェ1店(床面積50㎡程度)のみです。その他に、公共的な機能として、交番のほか、ラジオステーション、観光案内所、バス待合所、ギャラリーなどを予定しています。
50	要求水準書	14	第2章4(2)	公共施設の耐震安全性の分類が記載されていますが、これはもっぱら避難施設とすべき、多目的ホールを含む棟に適用されるものと考え、その他の機能を分棟として構成した場合には、適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	立体駐車場を除く全ての公共施設が対象です。
51	要求水準書	14	第2章4(2)	ライフラインが途絶した場合に、相当期間にわたる必要な機能維持 を確保とありますが、相当期間とは、24時間と考えてよろしいで しょうか。	少なくとも災害時等に必要な電力が72時間確保できるようにして ください。
52	要求水準書	14	第2章4(2)	ライフラインが途絶した場合に、相当期間にわたる必要な機能維持 を確保とありますが、必要な機能をご指示ください。	質問No. 51の回答を参照してください。
53	要求水準書	14	第2章4(2)	ライフラインが途絶した場合に、相当期間にわたる必要な機能維持 を確保とありますが、当施設は市の広域避難所に該当するのでしょ うか。 避難所に該当する場合、想定されているはずの避難人口、毛布、飲 料水、保存食の収納容量をお教えください。	本施設は、帰宅困難者の受入を含めた本市の指定緊急避難所とする 予定です。避難人口は、施設の規模が確定した後、その規模により 算定します。備蓄品の収納容量等についての詳細は、協議により定 めるものとします。
54	要求水準書	16	第2章5(2)	ホール部の暗騒音レベルはNC-25となっており、P15でも記載されているように、鉄道騒音・振動の遮音が必要と考えられますが、一方P41では、受託した設計会社が、この調査を実施することとなっています。したがって、現段階では、屋外騒音・振動に関する遮音検討ができないため、今回の提案においては、事業者が外部騒音、振動を各自で想像して提案することとし、受託決定後の調査において、想像以上の騒音レベルが確認された時には、遮音措置対策費が別途支給されると考えてよろしいでしょうか。	遮音措置対策費を別途支払うことは想定しておりません。応募者に おいて、十分敷地等の状況を想定し、提案してください。
55	要求水準書	16	第2章5(2)	上記 回答が否の場合、検討すべき屋外騒音、振動の見込み値を、 ご指示ください。	応募者において想定してください。
56	要求水準書	16	第2章5(2)	ホール部の暗騒音レベルはNC-25となっていますが、リハーサル室との同時別利用には適用しない、と考えてよろしいでしょうか。	同時にそれぞれの施設を利用することはあります。その場合の遮音性能は低減することも可とします。どの程度の遮音性能を想定しているのかを明記してください。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
57	要求水準書	16	第2章5(2)	上記質疑が否の場合、リハーサル室の発生騒音想定値か、もしくは 二重の遮音シャッターに求められる遮音性能値をご指示ください。	応募者においてご判断ください。
58	要求水準書	16	第2章5	暗騒音レベルはNC-25とするとありますが、目標値として、でしょうか。	要求水準とご理解ください。なお、要求水準書第2章5 (2) (P 16) の記述と要求水準書第2章6 (1) ①表中ア「基本方針」 (P18) の記述に不整合がありますので、要求水準書P18の記述を以下のとおり修正します。 「ホールの暗騒音レベルはNC-25とすること。」
59	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	ホールの基本方針が示され多目的ホールの理解は出来ますが、主た るホールの用途は何でしょうか。	要求水準書第2章6(1)(P17)に記載のとおりです。
60	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	対応が必要な音楽分野を具体的にお示しください。 (事業者の提案 に任せると使用勝手・費用に大きな差が生じます)	要求水準書第2章6(1)(P17)に記載のとおりです。なお、 十分な残響時間が求められるクラシックコンサートへの対応は想定 していません。
61	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	対応が必要な芸能演目を具体的にお示しください。 (事業者の提案 に任せると使用勝手・費用に大きな差が生じます)	要求水準書第2章6(1)(P17)に記載のとおりです。
62	要求水準書	17	第2章6(1) ① ア	上映会で必要なフィルム (35,16) 若しくはデジタル等の具体 的な要求をお示しください。	要求水準書別添資料9-10をご参照ください。
63	要求水準書	17	第2章6(1)① ア		軽スポーツやエキシビションマッチ等での利用を想定しています。 なお、要求水準書別添資料8-3は、空間確保の事例としてお示し しています。
64	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	ホールの催事にある軽スポーツとはどのようなものを想定していますでしょうか。	屋内でできるレクリエーションをはじめとした軽スポーツを想定しています。
65	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	スタンディングが必要な席数を具体的にお示しください。また、スタンディングによるイベントとして想定しているものも具体的にお示しください。	スタンディング時の収容人数は、2階席を含めて2,000人と し、コンサート等の各種イベントを想定しています。
66	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	「可動席使用可能時」に想定する催事は全て2,000人席による 想定でしょうか?例えば落語で2,000人席を利用することも想 定すべきですか。	必ずしも全ての催事を2,000人規模と想定しているものではありません。要求水準書第1章2(3)(P3)を参照してください。
67	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	可動席収納時の想定催事に 軽スポーツ とありますが、別添資料 8-3では、柔道、バスケットボールが想定されています。どちらが正でしょうか。	軽スポーツに含まれない競技種目はエキシビションマッチ等での利用を想定しています。
68	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	上記の質疑で別添資料8-3が正の場合、柔道用の運動床、移動 畳、移動式のバスケットゴール等は別添9の備品類に含まれていま せんが、収納庫は必要と解釈してよろしいでしょうか。	備品として常備する計画はありませんので、収納庫は不要です。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
69	要求水準書	17	第2章6(1)① ア	また、上記の質疑で別添資料8-3が正の場合、客席迫の上部が運動床となっていて、一般的には大変危険な使用法と思われます。客席迫の機構についてご指定をいただき、事業者は、迫上部で上記のような運動をされた時の、迫の故障や事故については責任を負わないと考えてよろしいでしょうか。	平土間利用を想定していますので、平土間利用にも利用に耐えられる機構としてください。
70	要求水準書	18	第2章6(1)① ア	集団補聴装置は2,000席に対応する必要があるのでしょうか。	2,000席の範囲に対応可能としてください。
71	要求水準書	18	第2章6(1)① イ	車いす席の席数に具体的な要求があればお示しください。	車いす席の席数は6席以上としてください。
72	要求水準書	19	第2章6(1)① ウ	大型モニターを設置し、とありますが、大型の定義をご教授ねがい ます。	40インチ以上とします。
73	要求水準書	19	第2章6(1)①	解でよいのでしょうか。	有効寸法です。舞台全幅は舞台側面の柱あるいは壁の内法寸法で最小の部分の幅、舞台奥行は緞帳ラインからホリゾント幕までの寸法です。
74	要求水準書	19	第2章6(1)①	舞台開口寸法について、必要な可変寸法を具体的にお示しください。(事業者の提案に任せると使用勝手・費用に大きな差が生じます)	舞台開口幅の最大幅は客席最前部の幅と同等、最少幅は18mとします。また、舞台開口高さの最大高さはリハーサル室を舞台として利用するときに適した高さであり、音響反射板を使用するイベントに対応した高さとします。また、最低高さは日本舞踊など和物の演目で使用するときに適した高さとします。具体的な数値は応募者においてご判断ください。
75	要求水準書	19	第2章6(1)①	舞台部の床仕上げを桧ムク集成材にするとありますが、この舞台床 を直接客席として利用する想定でしょうか。	客席として使用する場合には養生をする想定です。
76	要求水準書	19	第2章6(1)①	舞台装置固定のためのアイボルトに想定する重量若しくは引き抜き 強度を具体的にお示しください。	M22のアイボルト程度を設置する想定で計画してください。
77	要求水準書	20	第2章6(1)①	アンブラックはアンプの誤記でしょうか。アンプラックは専用室に 設置することが要求という理解でよいでしょうか。	ご指摘のとおり、「アンプラック」です。要求水準書第2章6 (1) エ (P20) を修正します。なお、アンプラックの設置場所 についてはご理解のとおりです。
78	要求水準書	20	第2章6(1)① オ	調光操作室には外部からの操作卓の持ち込みが想定されていますが、音響調整室には音響調整卓の持ち込みは無いという想定でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	20	第2章6(1)① オ	プロジェクターから発生する騒音が照明操作室や音響調整室に支障を来さないようにとありますが、投影室は照明操作室と音響調整室と一体的に整備することが前提という理解でよいでしょうか。	投影室は機能的に最適な位置に計画してください。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
80	要求水準書	21	第2章6(1)① カ	リハーサル室は舞台と同じ床材で整備する必要があるという理解で よいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書	21	第2章6(1)① カ	リハーサル室を舞台として活用されることが求められているので、 建築基準法上は、リハーサル室から固定客席までを、一体の防火区 画とし、ご指定されているシャッターに、防火性能は不要と考えて よろしいでしょうか。	防火区画は必要とご理解ください。
82	要求水準書	21	第2章6(1)①	扉の寸法を「大型のもの」とありますが、最低限確保する寸法をお 示し願います。	有効開口寸法は幅1.2m、高さ2.1mを最低限としてください。
83	要求水準書	22	第2章6(1)①	主催者側が使用するスタッフ控室と上演団体側が使用する楽屋事務 所を兼ねることは可能でしょうか。	スタッフ控室と楽屋事務所はそれぞれ計画のうえ、提案してください。
84	要求水準書	22	第2章6(1)①	備品倉庫の最低面積をお示しください。 (事業者の提案に任せると 使用勝手・費用に大きな差が生じます)	舞台備品庫は150㎡、音響・照明機材庫は60㎡、ピアノ庫は2 0㎡を最低面積としてください。
85	要求水準書	23	第2章6(1)①	楽屋廊下において「その他の作業」として想定されている作業をお 示しください。	舞台上で使用する飲食物の保存、調理、あるいは持ち道具、小道具などの修繕などを想定しています。
86	要求水準書	23	第2章6(1)② ア	舞台開口寸法を調整できることとありますが、調整が必要な幅及び 高さをお示しください。	質問No. 74の回答を参照してください。
87	要求水準書	23	第2章6(1)② ア	舞台とリハーサル室が隣接する記載がありますが、舞台とリハーサル室は別目的での同時使用は無いという理解でよいでしょうか。	別目的での同時使用も想定しています。
88	要求水準書	23	第2章6(1)② ア	②舞台機構等の吊物機構に、「演出に用いる道具バトンと諸幕用バトンは積載荷重を、600kg程度、・・・」とありますが、別添資料9-1には、「舞台道具バトン1,000kg、袖幕・中割幕用バトン500kg」と記載があります。どちらも積載荷重は、600kgと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書別添資料9-1の要求水準を満たしたうえでご提案ください。
89	要求水準書	23	第2章6(2)② ア	②舞台機構等の吊物設備に、「・・・舞台照明トラスは2t程度とすること。」とありますが、別添資料 $9-1$ には、「照明用トラスバトン(中)1,000kg、照明用トラスバトン(上、下)700kg」と記載があります。積載荷重は、照明トラスバトン(上700kg+中1,000kg+700kg)で合計2,400kgと理解してよろしいでしょうか。	質問No. 88の回答を参照してください。
90	要求水準書	23	第2章6(3)② ア	②舞台機構等の吊物設備に、「演出に用いる道具バトンと諸幕用バトンの速度は、 $0m/分\sim90m/分$ の可変速とし、・・・」とありますが、別添資料 $9-1$ には、「舞台道具バトン $0m/分\sim60m/分$ 、袖幕・中割幕用バトン $15m/分$ 」と記載があります。舞台道具バトン $0m/分\sim60m/分$ 、袖幕・中割幕用バトン $15m/分$ と理解してよろしいでしょうか。	質問No. 88の回答を参照してください。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
91	要求水準書	23	第2章6(4)② ア	②舞台機構等の吊物設備に、「演出に用いる道具バトンと諸幕用バトンの速度は、0m/分~90m/分の可変速とし、・・・」とありますが、0m/分とは、「数秒間の0m/分の維持や、0m/分に近い速度」という理解でよろしいでしょうか。(それとも、ブレーキを掛けずに数秒以上維持する必要があり0m/分としなければならないのでしょうか。)	ブレーキをかけずにレベルを保持できることとします。
92	要求水準書	24		音響反射板は・・・軽いものとすること、とありますが、生音を反射する性能が求められていることに対して相反する性質が求められています。優先するのは「軽いこと」という理解でよいでしょうか。	軽量かつ廉価で、音響性能の高いものを提案してください。
93	要求水準書	24	第2章6(1)② ア	移動観覧席の移動方式は任意と考えてよいでしょうか。	ロールバック方式を想定していますが、廉価でそれ以上の性能を持ち、使い勝手の良い方式があればご提案ください。
94	要求水準書	24	第2章6(1)② ア	可動ステージはエア可動式が条件という理解でよいでしょうか。	エア浮上式を想定していますが、廉価でそれ以上の性能を持ち、使 い勝手の良い方式があればご提案ください。
95	要求水準書	24	第2章6(1)②	移動観覧席は列ごとにスライドさせて客席後部の収納庫に収納とありますが、具体的にどのような動きを想定されているのかお示しください。	質問No.93の回答を参照してください。
96	要求水準書	24	第2章6(1)② ア	移動観覧席は・・・・動きが伝わらない構造、とありますが、求められている動きが伝わらないという仕様を定量的にお示しください。	「歩行による振動」とは移動観覧席の段床自体の構造及び床が人の 歩行による揺れ、「横の観客の動きが伝わらない」とは着席や離席 動作による他の観客席の揺れを指し、それらが気にならない程度に 軽減することを求めています。
97	要求水準書	24		移動型調光器は、持ち込み機器に対応する目的で整備するという理 解でよいでしょうか。	持込み機器に限定はしません。
98	要求水準書	24	第2章6(1)②	灯体等の吊りこみ作業は舞台床レベルで行うこと、とありますが、 昇降ブリッジを設けない計画とすることが求められているという理 解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	25	第2章6(1)② イ	調光設備としてムービング卓と調光操作卓は別物という理解でよい でしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	25	第2章6(1)② イ	電源部に調光器盤とありますが、固定型調光器を前提としたシステムと理解してよいでしょうか。	将来対応を考慮しながら、現時点で最も使いやすい方式を提案して ください。
101	要求水準書	25	第2章6(1)② イ	ムービングライトやLEDは将来計画という理解でよいでしょうか。	すでに実用化されている機材については、積極的に導入してください。
102	要求水準書	25	第2章6(1)② イ	負荷設備について、P21のフォローライトスポットライト室の記載と齟齬がありますがどちらが正でしょうか。	要求水準書第2章6 (1) ②イ (P21) の要求水準を満たしたう えで提案してください。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
103	要求水準書	25	第2章6(1)② イ	移動器具としての基本的な器具を具体的にお示しください。	「別添資料9 多目的ホール舞台等設備構成表 舞台照明器具構成表」に示した、固定機材及び移動機材を本工事分として見込んでください。
104	要求水準書	26	第2章6(1)② ウ	任意の客席位置からもPA卓を遠隔操作とありますが、ここでのP A卓はミキシングコンソールを示すという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書	26	第2章6(1)② ウ	生音の響きを重視しつつも PAを利用したイベント、とありますが、ここの PAは電気音響設備全般を示すという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書	26	第2章6(1)② ウ	入出力回路が多くなる公演では、持ち込みの音響操作卓での対応、 とありますが、常設する設備は入出力数に制約があってもよいとい う理解でよいでしょうか。そうでない場合は、想定される入出力数 を具体的に示してください。	音響調整卓は72入力72出力以上のレベルディレイマトリクス機能を有することとしています。
107	要求水準書	26		拡声設備について、常設設備はプロセニアムスピーカーのみという 理解でよいでしょうか。	プロセニアムスピーカーを中心に、舞台へのはね返りスピーカー、 効果音などをサポートする移動型スピーカーを配置してください。
108	要求水準書	26		配線の二重化とありますが、電気音響設備については信号及び給電の全てを二重配線にすることが求められているのでしょうか。	ネットワークシステムの冗長性という側面を重視した計画としてください。
109	要求水準書	26		映像・音声・データ等の信号の渡り回線を各所に設け、とありますが、各所を具体的にお示し願います。	多目的ホールと100人以上の収容人数を持つ会議室、ダンススタジオ間、及び民間提案施設においてホールとの一体利用が好ましいと思われる諸室等を対象としてください。
110	要求水準書	26	第2章6(1)② ウ	舞台進行連絡設備にインターカム設備等とありますが、インターカム以外でも可能でしょうか。	インターカム設備を想定しています。インターカム設備以上の性能 や使いやすさを持つ設備があればご提案ください。
111	要求水準書	26	第2章6(1)② ウ	施設運営用ITVと役割分担とありますが、一部カメラを兼用し、映像を共有するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書	27	第2章6(1)②	大道具備品、舞台照明備品、舞台音響備品、演奏用備品について別 添資料9を想定すればよいのでしょうか。 (事業者の提案に任せる と使用勝手・費用に大きな差が生じます)	ご理解のとおりです。
113	要求水準書	27	第2章6(1)②工	ピアノ選定にふさわしい専門家について、市が承諾する条件として の専門家とは、どのような職能、能力、資格を有する方と考えれば よいのでしょうか。	他の事例では、ピアニストや音楽大学のピアノ科の教員が選定者を 務めています。ピアノの個体ごとの音の違いを聴き分けて、より良 いピアノを選ぶことが出来る能力を有する者であり、資格は問いま せん。
114	要求水準書	27	第2章6(1)②	地震による転倒や落下対策とありますが、備品である以上、固定できないため転倒の可能性は拭えません。ここで示されている転倒や落下とはどのような状況を想定されているのかお示しください。	応募者においてご判断ください。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
115	要求水準書	27	第2章6(1)②	舞台備品の要求水準は、別添資料9-17, 9-18に示される範囲と考えてよろしいでしょうか。	舞台特殊設備工事の中にも、通常備品とみなされるものが含まれて います。
116	要求水準書	27	第2章6(1)② 工	舞台備品にオーケストラピット設置時用の取り外し式手摺が記載されていますが、舞台周りの要求水準では記載がありません。客席迫を利用したオーケストラピットは要求水準と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	27	第2章6(1)②	上記回答が正の場合、舞台、客席を通らずにオーケストラピットに 入るための専用地下動線は必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書	35	第2章6(7)	駐輪場は無料駐輪場という理解でよいでしょうか。 (料金徴収設備を設置しないことでよいでしょうか)	ご理解のとおりです。
119	要求水準書	35	第2章6(7)	雨水地下貯留槽の設置が義務付けられていますが、敷地を効率的に 利用するため、公共施設の地下ピットを利用してよろしいでしょう か。不可の場合は、その理由をお示し下さい。	差し支えありません。
120	要求水準書	37	第3章4(2)	建設業務の事業費については工事費概算書の記載額より最低でも 5%の削減を行うこととされていますが、基本設計段階ではVEを 行わないとことでしょうか。工事費概算書でなく当初提案額から基 本・実施設計を経て5%の削減を行うのではないでしょうか。	提案内容及び事業者選定後の協議内容によって施設規模自体が変更 となる可能性があるため、当初提案額ではなく、基本設計段階での 工事費金額からの削減を前提としています。なお、VE(バリュー エンジニアリング)は基本設計段階でも積極的に行ったうえで、さ らに5%の削減を求めます。
121	要求水準書	37	第3章4(2)	工事費概算書に記載された額より…とありますが、これは努力目標 との理解でよろしいでしょうか。	要求水準とご理解ください。
122	要求水準書	37	第3章4(3)	やむを得ない事由には第3章4(2)における建設業務の事業費の 削減が出来なかった場合も含まれますか。	当初提案価格を超過したことをもって、直ちにやむを得ない事由に該当するものではありません。 要求水準書第3章4(2)「事業全体の進行管理及びコスト管理」 (P37)に記載のとおり、建設業務や維持管理業務、運営業務等のコストを、当初提案額内に収めることを、プロジェクトマネジメント企業の責務としています。仮に、建設企業や維持管理企業・運営企業の算出したコストが当初提案価格を超過するおそれがある場合、プロジェクトマネジメント企業が各構成企業との調整のもと、当初提案価格内に収めるように調整を図ることを求めます。
123	要求水準書	44	第4章1(6)	建築基準法に基づく公共施設の計画通知 という記載がありますが、公共施設の設計に対して 避難安全検証法を適用した場合、その審査も山口市建築主事でご審査いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	44	第4章1(6)	建築基準法に基づく公共施設の計画通知 という記載がありますが、公共施設は計画通知、民間収益施設は確認申請ということで、敷地を分割し、審査方法を分けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
125	要求水準書	46	第5章4②	事業計画自体に係る近隣対応については、リスク分担表で貴市のリスク負担と定められており、また、建設企業が善管注意義務を果たしても避けることができない騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等についても、建設工事請負仮契約第28条第2項により貴市がリスクを負担することと定められておりますが、その理解で宜しいでしょうか。	近隣対応のうち、拠点施設整備自体についてのリスクは市が負担するものとしています。ただし、民間事業の提案に起因するリスクは、応募者の負担となります。詳細は要求水準書第8章2(1)(P73)及び同章3(1)(P77)を参照してください。また、建設工事請負仮契約書(案)第28条第2項の解釈について、建設企業が善管注意義務を果たしたと認められた場合においては、ご理解のとおりです。
126	要求水準書	48	第5章5	必要な保険は事業者の判断でよろしいでしょうか。	事業者の責任において、必要な保険に加入してください。
127	要求水準書	49	第6章1(3)	大規模修繕業務は含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書	51	第6章1(12)	「第三者賠償責任保険に、自らの負担により加入すること」とありますが、維持管理期間中において、火災保険については、市所有部分については市にて、民間収益部分については、民間にて加入するものと考えて宜しいでしょうか。その他、加入するべき保険等があればご提示下さい。	市の施設については市が加入します。民間事業①については、応募者においてご加入ください。その他の保険については、応募者においてご判断のうえ、必要な保険に加入してください。
129	要求水準書	58	第6章5(1)	備品等保守管理業務の対象となる範囲は、多目的ホールにおけるものとなりますが、多目的ホール以外の公共施設は業務の対象でないということでよろしいでしょうか。	多目的ホール以外の公共施設における備品等保守管理も業務対象と なります。
130	要求水準書	71	第7章3	駐輪場は無料とありますが、一定以上の期間駐輪された場合は不法 駐輪と解釈します。例えば駐輪場無料は時間制限を設定し、それを 超えた駐輪は有料化(機械化を想定)する等、不法駐輪対策を行う ことは認めて頂けますでしょうか。	放置駐輪対策の必要性は認識していますが、有料化による対策は考 えておりません。
131	要求水準書	75	第8章2(4)③	貸付期間の明記が有りますが、賃料支払い開始は供用開始時期から に出来るでしょうか。	貸付期間は供用開始前(施設建設工事期間中等)も含むものとします。
132	要求水準書	75	第8章2(4)③	貸付期間内に、民間収益施設の工事期間中は入りますでしょうか。 また、工事期間中は地代が発生しますでしょうか。 公共施設整備と完全に分離が難しい為、工事中地代が発生する場 合、通常の同規模工事に比べて、長期になる可能性があると考えま すが、いかがでしょうか。	貸付期間には、民間収益施設の工事期間を含みます。また、工事期間中においても貸付料が発生します。通常の同規模工事と比較して長期になることによる貸付料負担の軽減等について、提案内容に応じて協議において定めるものとします。
133	要求水準書	73~79	第8章	民間収益施設の営業時間等の縛りはありますか。	応募者の提案によるものとします。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回 答
134	要求水準書	75	第8章2(4)⑥	貸付料軽減措置については定義が有りますが、建物について、固定 資産税の軽減又は免除は有るでしょうか。	この事業において、民間収益施設に対する固定資産税の軽減措置は 考えておりません。なお、「山口市企業立地促進条例」による固定 資産税相当額の補助金交付の優遇措置のほか、「山口市企業立地促 進のための固定資産税の課税免除に関する条例」、「山口市企業の 地方拠点強化の促進のための固定資産税の不均一課税に関する条 例」による税の優遇措置がありますのでご参考までに申し添えま す。詳細は市ホームページの「山口市産業立地のご案内」及び各条 例を参照してください。
135	要求水準書	80	別紙	不可抗力リスクについて、リスク分担表に記載されている「▲」は、建設工事請負仮契約書(案)の第29条第4項を指しているという理解でよろしいでしょうか。	建設工事についてはご理解のとおりです。
136	要求水準書 別添資料1			別添資料 1 、及び 別添資料 $10-2$ 、 $10-3$ の C A D データを ご提供ください。	CADデータを市ホームページに掲載します。
137	要求水準書 別添資料1		1-2	Aゾーンの敷地周囲に沿って、重力式擁壁を事業者負担によって設置することが記載されていますが、これが設置されない計画案は失格になると考えてよろしいでしょうか。	重力式擁壁の設置を含めて、設計・建設等に関する経費の上限価格 105億円以内に収めることを求めます。ただし、計画する敷地形 状に応じて、重力式擁壁と同等又はそれ以上の対策とすることも認 めます。
138	要求水準書 別添資料1		1-2	上記の重力式擁壁の一部は、鉄道の軌道敷きに接しますので、施工 条件(方法、時間指定)等をご提供ください。	軌道敷地内に越境して工事を行うことはできません。また、軌道敷 地に影響を及ぼさない工法を求めます。
139	要求水準書別添資料1		1-2	上記質疑の資料がご提供されない場合、受託者が鉄道会社と協議の 上、想定外の施工条件がかかった場合、これに起因する費用は補償 されると考えてよろしいでしょうか。	軌道敷地内に影響がなければ、特段の施工条件は求められないもの と考えています。
140	要求水準書別添資料3			下水道配管図が掲載されていますが、桝配置、管底レベルが分かりません。資料をご提供ください。	枡配置及び管底レベルは未確定のため、公表できません。
141	要求水準書別添資料8			多目的ホール計画図に記載されている舞台幅、奥行き、プロセニア ム幅が確保されていない提案は失格と考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たしたうえで提案してください。
142	要求水準書別添資料8			拡張時の観客席数が1,200席と400席の合計で2,000席となっていますが、舞台空間で400席を確保するのでしょうか。	別添資料 $8-1$ の観客席数の表を下記のとおり修正します。 拡張時 1 階席「 1200 席」 \rightarrow 「 1600 席」 拡張時に、舞台を含めた 1 階全体で 1 , 600 席確保することを想定しています。
143	要求水準書別添資料9			緞帳は無いという理解でよいでしょうか。	要求水準書別添資料9-3に記載のとおりです。

No.	書類名	ページ 章	章・項目等	質問	回 答
144	要求水準書別添資料9	9-1		No. 4 引割緞帳バトン(昇降)の速度が、 $3 \sim 30 \text{m/min}$ とありますが、プロセニアム高さを 8 , 000mm (別添資料 $8-2$ の測り取り)と仮定した場合、開閉時間に約 18 秒を要しますが、支障ないと判断してよろしいでしょうか。	舞台道具バトンと同様、0m/分~60m/分としてください。
145	要求水準書別添資料9	9-1	1	No. 8 照明トラスバトン (中) 5 台、No. 9 照明用トラスバトン (上、下) 1 0 台とあり、全部で5 列と理解できますが、別添資料 8 - 2 では4 列の図となっております。 4 列 (中 4 台+上下 8 台) と 理解してよろしいでしょうか。	別途資料8-2の要求水準を満たしたうえでご提案ください。
146	要求水準書別添資料9	9-1	1	No. 13天井反射板13台とありますが、側面反射板(拡張時)をセットした場合(舞台面を客席状態もしくは一体型平土間とした場合)の、側面反射板(通常時)と側面反射板(拡張時)の間の天井が無い状態ですがよろしいでしょうか。	隙間がなくなるように計画してください。
147	要求水準書別添資料9	9-1		No.14天井反射板2 1台とありますが、側面反射板(拡張時)の 上手から下手の間の幅×正面反射板から舞台後壁の間の奥行の大き さの天井反射板という理解でよろしいでしょうか。 その場合、数 量は提案により変更可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書別添資料9	9-2	2	No. 4 エア浮上式舞台床 6 台とありますが、別添資料 8 - 1 の図面では 9 台の図となっております。 9 台と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書別添資料9	9–;		No. 1, 2, 4, 5, 9 (8の間違い),8 (9の間違い),9 (10の間違い)の各諸幕は、別添資料9-1多目的ホール吊物設備構成表No. 6舞台道具バトン(可変速)20台に吊り込むものと理解してよろしいでしょうか。	
150	要求水準書 別添資料 9	9–;		No. 11 (12の間違い)の映写スクリーンAは、「幅11,200 m×高さ6,300m 組み立て式、Stanful モノブロックス64 自立スタンド、吊り下げ金具加工付」とありますが、モノブロックス64ではイメージサイズ16:9の場合は330インチ(幅7,320m×高さ4,110m)が最大寸法となります。モノブロックス64をヴァリオ64のオーダー製品に変更してよろしいでしょうか。(また、メーカから本サイズでは自立は不可能との回答を得ておりますので、吊り下げのみの仕様となりますがよろしいでしょうか。)	差し支えありません。
151	要求水準書別添資料10			ペデストリアンデッキの整備が求められていますが、横断歩道の直 上となっていることについては、法的な問題はないと考えてよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。

N-	書類名	۸°	章・項目等	質問	回答
No.	青親名	ベーシ	早・垻日寺		· · -
152	要求水準書 及び 要求水準書 別添資料10	35	(7)外構等及 びペデストリ アンデッキ整 備概要	ペデストリアンデッキについて 「専ら民間収益施設に接続するために延長する部分の整備費用は、 事業者の負担とする。」とありますが、市の負担部分は①現完成部分(交番付近)から22500:ブリッジまで、②現完成部分(交番付近)から公共施設までの一通り、いずれでしょうか。 また②の場合、(a)幅員や形状は指定がありますが。(b)デッキから 民間収益施設棟に直接入る場合の「接続部分のみ」を事業者負担と いう考えでよろしいでしょうか。	ペデストリアンデッキの市負担分は、②(現完成部分から公共施設までの一通り)です。 (a)幅員は3.5m以上とし、形状については要求水準書別添資料10を参照のうえ、応募者においてご判断ください。 (b)ご理解のとおりです。
153				敷地周囲の消火栓設備、防火水槽の配置をお教えください。	位置は未確定ですが、市道中領長谷線に消火栓を設置予定です。
154				上記がない、又は不明な場合、本敷地内で設置が必要な防火水槽の 規模と包含範囲をご指示ください。	質問No. 153の回答を参照してください。
155				本施設の建設に伴って、上下水道の負担金は、事業者にはかからない、と考えてよろしいでしょうか。かかる場合は、その算出方法をお教えください。	下水道の受益者負担金については、見込む必要はありません。上水 道の加入金について、公共施設部分は市の負担となりますが、その 経費は事業者に支払う業務対価に含まれますので、事業者において 必要経費を見込んだうえで、上限価格内に収めてください。また、 民間収益施設にかかる上水道の加入金は、事業者の負担となりま す。山口市水道事業給水条例を参照いただき、必要に応じて応募者 の責任において山口市上下水道局にご確認ください。
156				ペデストリアンデッキの下部は、公共施設用地と考えた場合、駅前 広場側に上水、下水、電力等のインフラが設置されていないため、 民間収益施設へのインフラの引込は、公共施設用地の地中を通し、 引込ルートの将来敷地利用について、事業者と山口市で協定を取り 交わす、と考えてよろしいでしょうか。	詳細は協議により定めるものとします。
157				公共施設部分で想定されている建築規模の場合、山口市では防災評定を要求されるでしょうか。現段階で不明であれば、防災評定を必要とする施設の規模、形状の定義をお示しください。	防災評定は要求しません。
158				維持管理費の算出に当たって、公共施設に指定される電力料金体系、上下水料金体系、電信料金体系があれば、お示しください。	上水道については山口市水道事業給水条例、下水道については山口 市下水道条例のとおりです。各事業の料金体系の詳細については、 応募者の責任においてご確認ください。
159				敷地が北口駅前広場ロータリーに面している部分は接道していると 判断してよろしいでしょうか。 仮に接道していない場合で、前問の質疑回答が正の場合、ペデスト リアンデッキが、市道中領長谷線沿いを通り、ペデストリアンデッ キの下部が、公共施設敷地であると考えると、ホールよりも駅側に 民間収益施設を配置した場合、接道が取れません。こうした民間敷 地の取り方は不適切 ということでしょうか。	北口駅前広場のロータリーは建築基準法上の道路に該当しますので、接道しているとご理解ください。